

平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

府 省 庁 名 国土交通省

No	3
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他()
見直し項目名	土砂災害の発生のおそれがある区域からの移転促進のための特例措置の延長
見直し内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第8条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域の区域内に住宅又は住宅用地を所有している者が、がけ地近接等危険住宅移転費に係る補助を受けて当該土砂災害特別警戒区域の区域外に移転するために住宅又は住宅用地を取得した場合の税制上の特例措置。 ・ 特例措置の内容 移転に伴い新たに取得する住宅又は住宅用地に係る不動産取得税の課税標準から、当該住宅又は住宅用地の価格の1/5に相当する額を控除する措置の適用期限を2年延長する。
関係条文	<p>地方税法附則第11条第19項 地方税法施行規則附則第3条の2の18 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条</p>
廃止又は縮減の理由	<p>土砂災害特別警戒区域からの住民等の移転促進に係る本税制特例については、全体的な租税特別措置の縮減の中で、補助金及び融資といった他の政策手段も存在することから、相対的に必要性が低いものとして廃止するものである。</p> <p>土砂災害特別警戒区域からの住民等の移転促進の支援については、補助金及び融資を最大限活用して引き続き取り組んで参りたい。</p>
増収見込額	20 (単位: 百万円)